

川越市教育委員会第 13 回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和 6 年 2 月 5 日 午後 2 時
- 3 閉 会 令和 6 年 2 月 5 日 午後 3 時 15 分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、長谷川 均、佐久間佳枝、飯島 希
- 5 欠席委員 嶋野道弘
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長岡島一恵、教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長兼学校管理課長西貝俊哉、教育総務部参事兼中央公民館長中里良明、学校教育部参事兼教育指導課長早川美彦、学校教育部参事兼教育センター所長嘉手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、博物館長岡田賢治、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長松本秀規、学校管理課副参事川鍋 寛

8 前回会議録の承認

令和 5 年度第 5 回臨時会会議録、第 6 回臨時会会議録、第 7 回定例会会議録、第 8 回定例会会議録、第 9 回定例会会議録、第 10 回定例会会議録、第 11 回定例会会議録、第 12 回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第 1 議案第 42 号 令和 6 年度学校教職員管理職人事について
(非公開)

日程第 2 議案第 43 号 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

中央図書館長

改正の趣旨については、図書館利用に関する第 5 条の規定の一部を改めることにより、市民サービスの向上を図ろうとするものである。次に、改正の概要については、第 5 条の規定のうち飲食に関する規定を、館内で飲食しないことを基本としつつ、教育長が認めた場合を例外とすることにより、館内における飲食の緩和を可能となるようにしようとするもので、主に利用者の水分補給を可能とすることを想定している。施行期日については、施行日を公布の日としようとするものである。

委 員

例外として教育長が認める場合とあるが、どのような場合が想定されるのか。

中央図書館長

図書館内では、飲食禁止を原則とするが、教育長が認める場合は、飲食又は水分補給のため、蓋付きのペットボトルなどのこぼれないような容器を持ち込んでも良いとし、一部認める取扱いとする。

委 員

どのような場合に認められるかが利用者にとってはわからないと思う。教育長が認める、認めないということは、利用者はどのように判断するのか。

中央図書館長

規則改正の議決を得た際には、規程により認める場合を定め、それに基づき館内ポスターなどを掲載することにより利用者に周知する予定である。

委 員

水分補給については、場所に限らずできるようになるということか。

中央図書館長

中央図書館では、2階の貴重な郷土資料等を収蔵している書架のある部屋については、研究席に限り、蓋付きのこぼれない容器であれば認めることを想定している。他館では、本市の図書館に所蔵のない資料本や貴重な資料を閲覧する場合には、水分補給であっても飲料の入った容器の持ち込みは規制する予定である。

委 員

今時、水分補給をどこでもできないのかと一般の人は思うのではないか。管理が先立ち、一般のサービスについては遅れているように感じる。他の市町村も同様の方法をとっているのか。

中央図書館長

他市の状況だが、埼玉県や熊谷市の図書館については、原則持ち込みが禁止で、部分的に認めるという方法であった。これまでは、試行として一部の飲食を認めていたが、ここで規則改正をして、整備しようとするものである。

教育長

香川県善通寺市の市立図書館は新しい図書館で、市役所の2階に設けられた図書館であるが、喫茶コーナーがあり、利用者が自由に飲食できる場所が整備され、閲覧場所にも飲み物だけは自由に持ち込んでよいという状況であった。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第44号 川越市山王塚古墳整備検討委員会条例を定めることについて
(非公開)

日程第4議案第45号 川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例を定めることについて
(非公開)

日程第5議案第46号 川越市会計年度任用職員である教育職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

(非公開)

日程第 6 議案第 4 7 号 令和 5 年度一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

(非公開)

日程第 7 議案第 4 8 号 博物館寄託資料の紛失に係る対応について

(非公開)

10 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第 4 2 号及び議案第 4 8 号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたり、議案第 4 4 号、議案第 4 5 号、議案第 4 6 号及び議案第 4 7 号は意思決定過程における情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととし、議案第 4 2 号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校管理課長、教育総務課長）のみで、議案第 4 8 号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで審議することに決定した。
- (2) 議案第 4 6 号の関係者として、学校管理課副参事の出席について全出席委員が承認し出席が認められた。
- (3) 議案第 4 2 号及び議案第 4 8 号は審議順を変更し、「その他」終了後に審議することについて、全出席委員が承認し日程を変更することになった。
- (4) 会議録の署名委員として長谷川教育長職務代理者、飯島委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は、令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 3 時開催に決定した。